

# 2019年度事業計画（要約）

## 〔1〕2019年度事業計画総論

### 2019年度事業計画の基本的な考え方

2019年度は、まさに持続可能な組織づくりを目指してオールセンター体制で事業に取り組むとともに、新しい事業分野にも果敢にチャレンジし、大転換期を乗り切るための第一歩を踏み出します。

また、新在留資格「特定技能1号・2号」への対応については、受入れ企業が外国人材の受入れるにあたって登録支援機関に支援を委託できることから、「特定技能1号・2号の対策に関するPT（「特定技能PT」）」を設置して新規事業として登録支援事業立ち上げの可能性を検討します。

### 1 人材育成事業の推進

#### 1) 外国人技能実習事業

技能実習生は、700名の受け入れを目指します。（この数値は、特定技能の受け入れによる影響について予測できないことから、変動する可能性があります。）

今後の事業体制については、組織としての持続可能性を絶対条件として、実習事業についてこれからの事業の方向性とその在り方、事業を支える体制と合理的な働き方、個別課題等総合的に検討していきます。

実習事業の調整を行う「実習事業調整委員会」を機動的に開催し、「実習実施者」（受入れ企業）からの実習生の受け入れの申し込みにあたり、受入れ企業とのパートナーシップや、4つの要素（「コンプライアンス」をベースに実習実施者の「質」と受け入れ実習生の「数」を合理的に判断し、結果として高い「コストパフォーマンス」を達成する）にもとづいて審査を行います。

また、一定数の技能実習生が、2号実習終了後に特定技能1号への移行を希望することが想定されることから、特定技能に関する制度設計等についてPTを設けて検証し、登録支援

機関への当財団としての関わり方について早急に方向性を出すようにします。

当財団は、ベトナム等の送出し機関と介護職種受け入れに関わる条件整備が可能な場合には、まずはパイロット的な受け入れを通じて知識と経験の蓄積に努めていくこととします。

## 2) 日本語教育事業の展開

### (1) 今後の日本語教師派遣等事業

2019年度なかばまでは、現在派遣している日本語教師の支援を継続し、今後は、専門家局の動向を見定めつつも、日本語教育の普及というより広い枠組みと条件の中で、日本語教育を通じた人材育成モデルの可能性を探って行くこととします。このため、他団体とのネットワークを活用しつつ日本語教育への支援を続けます。

①技能実習生の本邦外講習に日本語教師を派遣し、技能実習生の日本語能力等の向上を目指します。当財団としてアジアを対象にしつつも、当面、人社部国際交流サービスセンター 濰坊研修所に日本語教師を通年派遣します。

②ニーズに基づいて国内研修所、企業研修への日本語教師派遣を行います。

③中国人日本語教師のスキルアップの可能性を追求します。

④日本語教師育成のための集中研修会（笈川教室）に協賛団体として協力します。

### (2) 日本語支援の推進

日本語能力（N3）が求められる介護技能実習はもとより、介護職種以外の技能実習や特定技能においても、日本語能力の向上を支援するための日本語研修がこれまで以上に重要になると想定されます。このため、技能実習生や特定技能人材を対象とした「日本語支援コース（仮称）」を必要に応じて一定期間・随時開設する可能性を探ります。将来的には日本語支援の拠点として「日本語研修センター（仮称）」の設立を視野に入れながら引き続き検討していくこととします。

## 2 新規事業

### 1) 「特定技能」登録支援事業の可能性

「特定技能1号・2号」は、本年4月1日から運用が開始されます。当財団としては、特定技能に関わる情報を収集整理し、登録支援機関としての可否、技能実習の受け入れ企業への情報提供、登録支援事業の立ち上げの可能性等々を検討し早急に結論を出します。

## 2) 来日研修支援事業

「人力資源和社会保障部国際交流服務中心」との間で結ばれた「新規事業開拓作業チーム」の作業を通じて、視察プログラム等研修団の受け入れの可能性を引き続き追求します。

## 3 調査研究活動

2018年度の成果をベースに今後の技能実習事業および「特定技能」の送出し側の動向を把握するため、対象国を選抜して調査・研究を続けます。

## おわりに

2019年度から新たな外国人材を受け入れる制度「特定技能」がスタートしますので、当財団の事業展開にも少なからず影響を受けることになると予測しています。困難な時ほど役職員が一丸となってこの大きな波を乗り越えて新たなステージに移行する決意です。

関係各位のご理解、ご支援とご協力を心からお願いします。